選挙あるあるクイズ（解答）

問１　選挙で使われる投票用紙、実は普通の紙とは少し違います。何が違う？

答　①実はプラスチックでできている

〔解説〕

折っても開きやすい特性があるプラスチック製が採用されています。この、折っても開きやすいプラスチック投票用紙が採用されるようになり、開票のときに投票用紙を広げていく作業が早くできるようになり、開票に要する時間が大幅に短縮しました。

問２　得票数が同じ候補者がいる場合、当選人の決定方法は？

答　②くじ引きで決める

〔解説〕

　当選人を決定するに当たって、各候補者の得票数が同じ場合、当選人はくじで定めるとされています。最近の例では、2017年の島根県飯南町議選で、定数１０のうち第９位の得票数が同数で３人が並んだため、くじ引きを実施し、２人が当選、１人が落選となりました。

問３　候補者が投票を依頼するためにしてはいけないことは？

答　②各家庭を訪問する

〔解説〕

各家庭を訪問して、投票の依頼や投票を得させないように依頼する戸別訪問は、公職選挙法で禁止されています。

問４　政治家ができることは？

答　②正月に遊びに来た選挙区内に住む18歳の孫にお年玉をあげる

〔解説〕

　政治家は当該選挙区内にある者に対し、どんな理由であっても寄付をすることができないとされています。ただし、政党その他の政治団体に対してする場合や候補者の親族に対してする場合は例外として認められています。

問５　投票所に朝一番に来た人だけができることは？

答　②投票箱の中を見ることができる

〔解説〕

　投票所に一番に来た人には、不正がないことを確認してもらうために、投票箱の中に、なにも入っていないことを確認してもらいます。ちなみに開票作業は、選挙人であれば、選挙人名簿に登録されている市町村の開票の様子を参観できます。

問６　次のうち、選挙運動として法律上認められていないものはどれ？

答　③名前入りのティッシュを街頭で配る

〔解説〕

候補者が「価値のあるもの」を有権者に渡すことは、買収や違法な寄附にあたる可能性があります。たとえ「ティッシュ」でも、です。

問７　参議院議員選挙を行うための国の予算はいくら？

答　③約５３５億円

〔解説〕

平成28年夏の参議院議員選挙を行うための国の予算は、約５３５億円です。投票用紙の作成や、投開票所の設置運営、候補者の選挙運動の公費負担（税金でポスターの印刷代などを負担すること）など、選挙をするには様々な費用がかかります。

問８　A市に住むXさんは、３月にとなりのB市に引っ越しました。４月になってA市とB市の市長選挙があった場合、Xさんが投票できるのは？

答　③どちらの選挙も投票できない

〔解説〕

市町村長選挙や市町村議会議員選挙において投票するには、引き続き3ヶ月以上その市町村に住所があることが必要です。また、引っ越しの際に住民票を移していないと、引っ越し先の選挙人名簿に登録されないため、３ヶ月以上住んでいても、引っ越し先で投票することはできません。進学や就職等で引っ越ししたら、住民票を移しましょう。

問９　ある選挙に「佐藤A男」と「佐藤B子」が立候補しました。このとき、「さとう」とだけ書

いて投票された票はどうなる？

答　②「佐藤A男」と「佐藤B子」の得票数に比例してあん分される

〔解説〕

　例えば、「佐藤A男」の得票が500票、「佐藤B子」の得票が300票で、「さとう」と書かれた投票が１票あるような場合、この１票は、次のようにあん分されます。

「佐藤A男」候補の分　＝　1×（500／（500＋300））＝0.625

「佐藤B子」候補の分　＝　1×（300／（500＋300））＝0.375

この結果、「佐藤A男」の得票数は500.625票、「佐藤B子」の得票数は300.375票になりますので、得票数は整数にならないこともあります。

問10　選挙の時に見るポスター掲示板。何枠作るかは、どうやって決める？

答　②選挙管理委員会が立候補者数を予想する

〔解説〕

ポスター掲示板は、立候補者全員がポスターを貼れるように作る必要がありますが、立候補者数は公示日（告示日）まで確定しません。よって、選挙管理委員会が事前に情報収集して立候補者数を予想した上で、一定の余裕をもって枠数を決定します。